

# 横浜スペイン協会規約

1990年7月 7日 制定

2004年5月 16日 改訂

2015年5月 9日 施行

2015年5月 9日 適用

2017年5月 14日改訂・施行



横浜スペイン協会

(名称)

第1条 協会は、横浜スペイン協会（以下「協会」という。またスペイン名を「Sociedad Hispánica de Yokohama」、愛称「AIYES」）と称する。

(目的)

第2条 協会は、スペイン国に深い関心と理解を持つ者が集い、会員相互の親睦を図るとともに、スペインとの文化交流の促進に努め、日本とスペイン両国間の伝統的な友好親善関係に寄与する。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 桜の苗木をスペイン国に植樹し、スペインとの文化交流の促進を図る。
- (2) 会員相互の交流及び親睦を図る。
- (3) スペインとの文化及び人的交流に関する啓発、支援など諸種の会を企画、開催する。
- (4) 国際的な文化及び人的交流に関する諸種の行事に参加する。
- (5) その他、協会の目的を達成させるために必要な事業を行う。

(会員)

第4条 協会は、協会の目的及び事業に賛同する次の会員で構成する。

- (1) 正会員：正会員1名以上の推薦、又は理事会の推薦により入会した個人。
- (2) 賛助会員：理事会の推薦により入会した法人及び団体。
- (3) 名誉会員：理事会の推薦により会長が指名した者。
- (4) 学生会員：学生証等により学籍を有することが確認できかつ25歳以下の個人

(役員)

第5条 協会に、次の役員をおく。

会長 1名

副会長 若干名

理事 10名以内

監事 2名

2. 協会の役員は、正会員でなければならない。
3. 理事及び監事は、役員選考委員会において推挙され、理事会において3分の2以上の理事の承認を得て選出される。
4. 会員及び副会長は、理事の中から互選される。
5. 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
6. 理事は入会后1年以上を経た者でなければならない。但し、協会に著しく貢献した者、または、その知識・技術等が協会に貢献すると認められる者は、この限りではない。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2. 欠員による補充役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員 の 退任)

第7条 役員は、次の事由により退任する。

(1) 辞任 (2) 退会 (3) 死亡 (4) 解任

2. 役員は、任期中であっても、協会の名誉を傷つけ、または、協会の目的に反する行為があったときやその他やむを得ない事由がある場合には、理事会において3分の2以上の理事の同意を得て、これを解任することができる。

(役員 の 任務)

第8条 会長は、協会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する。
3. 理事は、理事会の決定に基づく会務を担当し、事業の執行に当たる。
4. 会長及び副会長を除き、理事の役割分担は、理事会の議を経て、これを決定する。なお、役割の兼務はこれを防げない。
5. 監事は、協会の会計を監査する。

(名誉会長)

第9条 協会に名誉会長をおくことができる。

2. 名誉会長は、駐日スペイン大使へ委嘱することとする。

(総会)

第10条 総会は、正会員をもって構成し、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時に総会を招集することができる。

2. 総会の議長は、会長をもって充てる。
3. 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の場合には、議長の決定するところによる。
4. 総会に提出する議案は、理事会の議を経なければならない。

(理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集する。

2. 理事会は、協会の運営並びに協会の目的を達成するための基本方針、事業計画及び予算の執行その他会長が必要と認めた事項を審議する。

(委員会)

第12条 協会は下記4つの委員会を設け、理事会が決定した協会の運営、事業を推進する。

2. 委員会 (スペイン語教室は委員会レベルとみなす)

- ①総務委員会：一般事務業務、理事会の運営、予算実績管理、財務会計業務、名簿管理等
- ②渉外委員会：対外渉外業務 (スペイン大使館、国内外官公庁、他県スペイン協会等)
- ③広報委員会：広報活動 (AIYES 通信、ホームページ関連、協会活動対外発信等)
- ④スペイン語教室：スペイン語教室の運営

3. 委員会の責任者は担当理事が当たり、委員を任命することができる。
4. 必要に応じて理事会の承認を得て、新プロジェクト等の新たな委員会の設置ができる。
5. 委員会は、該当委員会の経費に関する収支状況を財務会計担当理事に報告しなければならない。

(資金)

第13条 協会の資金は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第14条 会費は次に掲げるものとする。

- (1) 入会金 2,000 円
  - (2) 年会費  
正会員 3,000 円  
賛助会員 10,000 円  
学生会員 1,000 円
  - (3) 臨時会費 臨時に必要とする額
2. 年会費は、入会時に入会金と共に支払うこととする。
  3. 翌年度の年会費は新会計年度の始まる年の1月1日から3月31日までに支払うこととする。
  4. 納入された会費は、これを返還しない。
  5. 学生会員は、入会金を免除する。

(会員の退会)

第15条 会員は、次の事由により退会する。

- (1) 自己の意志による退会 (2) 死亡 (3) 除名
2. 会員は、協会の名誉を傷つけ、また協会の目的に反する行為があった場合、若しくは会費を納入しない場合には、理事会において3分の2以上の理事の同意を得て、これを除名することができる。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(所在地)

第17条 協会の本部は、会長宅におく。

2. 必要に応じ、連絡所を設けることができる。

(規約の改正等)

第18条 規約の改正及び協会の解散は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、これを行うことができない。

(細則及び委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、協会の事業を遂行するために必要と認める事項は、理事会が定める。  
また、理事会は必要に応じて、細則を定める

(附則)

この規約(改訂規定)は、2017年5月14日より施行し、2017年5月14日から適用とする。